

平成30年第4回北海道議会定例会・予算特別委員会 開催状況 (環境生活部)

開催年月日 平成30年12月7日(金)
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 環境生活部長 渡辺 明彦
 環境局長 相田 俊一
 水道担当課長 山田 博

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 水道事業について</p> <p>(一) 水道事業の果たす役割と課題について 民営化法案が強行採決の末、昨日成立してしまいました。しかし、水道の基盤強化のために運営権の売却であるコンセッション方式が必要なのか、誰のために強行するのか、という圧倒的多くの疑問に答えることができていないのが、現政権だと思えますし、問題点ばかりが明らかになったのだというふうに思います。これまでも議論されてきた部分はありますけれども、確認しながら以下伺ってまいります。 まず、水道事業の果たす役割と課題に対して道の認識を伺います。</p> <p>(二) 道内の水道事業の経営状況について 人口が増加することを理由にダムなどを過大投資を続けてきて、そのために基盤整備が遅れてきたと、国が政策を誤った結果だというふうに私は思う訳です。水道法の第1条には公衆衛生の向上、生活環境の改善に寄与するときちっと書かれている訳ですから、この立場で国がしっかり責任を持つべきだというふうに考えております。 次に、道内の水道事業会計における、収益的収支ベースでの黒字・赤字の状況について伺います。 また、当該事業会計のうち、一般会計からの補填で黒字決算とされている水道事業会計は、どの程度あるのか、これまでも議論されておりますけれども、改めて伺います。</p> <p>(三) 広域化の進捗と効果について 一般会計からの繰り入れを勘案しますと、実質の赤字は64、しかし140では黒字経営で、非常に市町村は頑張っている訳ですよ。 そこで、道はそうは言いながら赤字赤字と言ったり、基盤整備が進まない、人が足りない等理由に道は対策として広域化を進めるということで、会議を何度も持ってきましたが、市町村を越えた事業統合に関して、上水道事業では釧路市と釧路町の例はあるものの、簡易水道ではどのようになっているのか。道は、広域化の効果をどう見ているのか伺います。</p>	<p>(環境局長) 水道が果たす役割についてでございますが、水道は住民の日常生活に欠くことのできないものでございますことから、水道事業者には清浄にして豊富低廉な水を供給することが求められているところであります。 しかし、道内の水道事業は、近年の人口減少による水道料金収入の減少のほか、更新時期を迎えた施設の整備に多額の費用が必要となることに加え、技術系職員の減少により水道施設の運転や管理技術の継承が難しくなるなどの課題を抱えているものと認識しております。</p> <p>(水道担当課長) 水道事業の経営状況についてであります。平成28年度決算における道内204の上水道事業者及び簡易水道事業者でみると、経常収支が黒字の事業は全体の約8割となる168事業であり、残る約2割の36事業が赤字となっております。 また、黒字の168事業のうち、一般会計からの補てんにより黒字となっているものは、約2割の28事業となっております。</p> <p>(水道担当課長) 水道の広域連携についてであります。水道事業の統合や水道施設の共同利用、維持管理の共同化など広域連携を図り、事業の効率性を高めることは、水道の持続のために重要であると考えているところであります。 このため、道では、平成25年度に、水道事業が抱える課題の解決に向けた意見交換や取組方策の検討を目的として設置した「地域別会議」を6地域でこれまで延べ28回開催し、水道事業者間の広域連携の必要性について、意識付け・気運の醸成に取り組んできたところであります。 この取組により、平成30年度には、木古内町と知内町において、水道施設の維持管理等に関する共同委託が実施されるなど、道内においても、水道事業者間の広域連携の動きが現れてきているところであります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四) 上水道、簡易水道、飲料水供給施設の状況について 私は運営を効率化して、最小の投資で最大の効果を上げるということに反対している訳ではありませんが、この水道事業に関しては、ほとんど進んでいないという状況が今示されました。これはその効果が見通せない状況なんだというふうに思う訳です。 そこで道内の上水道、簡易水道、飲料水供給施設の状況についてお示し願います。また、そのうち、複数水源を持つものがどのくらいなのかお示し願いたいと思います。</p> <p>(五) 自然災害による水道の被害状況について 災害のときに複数水源を持っているということが、最大の防災対策だというふうに言われていますけれども、北海道の方では尽力されているというか、複数水源を持たれているんだなということが改めて分かりました。 道内の水道事業において、自然災害による被害状況が発生しておりますけれども、どのようになっているかお示し願いたいと思います。</p> <p>(六) 広域水道への高依存の供給システムの課題について 本道は大規模な自然災害が繰り返されて、断水等の影響が出るということなんですね。ですからそれに備えるためにも、複数水源をキープしておくことは重要だというふうに思う訳です。 全国放送でも有名になってしまいました。山口県の周防大島町の断水では、高齢化率が53%の地域で、水を運ぶのにですよ、11人が骨折をされているそうです。大変な重労働だということだというふうに思います。 ご当地はもともと簡易水道だったんですけれども、柳井地域広域水道企業団から受水し、独自の水源を廃止していました。はたして広域化が効果的なのかという問題提起、考える機会を示したのではないかとこのように思います。今回、北海道ではブラックアウトで、電源においても大規模集中立地が災害に弱いことは教訓的だというふうに思います。ライフラインである電気も水も、自立分散型が災害に強いことは、これは多くの専門家からも指摘されているところです。断水・緊急時対策として、複数水源の確保というのは本当に重要だと考えます。この点については如何か伺います。また、広域水道への高依存の供給システムの課題についてもどのようにお考えか伺います。</p>	<p>(水道担当課長) 水道等の状況についてであります。平成28年度末現在、計画給水人口5千人を超える上水道事業が93、101人以上5千人以下の簡易水道事業が239、計332となっております。給水人口が101人未満の飲料水供給施設は、水道法対象外施設であることから、統計データはないところであります。 また、上水道事業及び簡易水道事業のうち、中小規模事業とされる計画給水人口5万人未満の水道事業は全体の95.2パーセントとなっており、道内のほとんどが経営基盤の弱い水道事業となっているところであります。 また、道内の水道事業で複数の水源を持つのは、上水道事業93のうち64、簡易水道事業239のうち212となっているところであります。</p> <p>(水道担当課長) 自然災害による被害についてであります。近年の主な事例としては、平成26年7月から9月にかけての大雨により、登別市、松前町、他5件において取水施設や水道管路に破損が生じたほか、江別市では浄水場に濁水が入り込んだことにより、約3万3千戸で断水が生じ、その解消に約1日半を要した事例があるところであります。また、平成28年8月に連続した大雨、台風により、清水町、新得町、大樹町等、22の市町村において取水施設や水道管路に損失等の被害が生じたことにより、約1万3千戸で断水が生じ、その解消に約31日を要した事例があるところであります。さらに、本年9月に発生した胆振東部地震では、厚真町、安平町、むかわ町等、44の市町村において浄水場の大規模損壊や水道管路に被害が生じたことに加え、全道的な停電により約6万8千戸で断水が生じ、その解消に約34日を要した事例があるところであります。</p> <p>(水道担当課長) 水道水源の複数化についてであります。水道水の安定供給のために水道水源を複数系統保持することはリスク管理の観点から重要であるものと認識しております。 このため、道としては、水道の広域連携を進めるに当たり経済的な側面のみならず地形条件や既存施設の配置、人口の分布状況、更には、災害時のリスクも加味しながら進めていく必要があるものと考えているところであります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(七) 水道法改正によるコンセッション方式について まさはその通りだというふうに思います。しかし、これと逆行する動きが水道法改正によるコンセッション方式ではないかと考えます。 このリスクと災害時の対応、安価で安定した供給に課題はないのか。道のお考えをお示してください。</p> <p>(八) ライフラインとしての水道事業について 国の対策が十分かどうかというのは、これは確認されておられません。やるやると言っているだけです。それから、災害時の対応等考慮したと言いますけれども、そういうふうにはならないわけですね。実際海外で民営化した37カ国230事業で再公営化されて、これは世界の民営化のうちの1割に当たります。海外資本への市場開放、日本の水が狙われている状況だというふうに私は考えている訳です。監視も十分に行われるんだと答弁されましたけれども、議会住民による監視の機能は企業秘密を盾にされて、これが低下します。利益優先で水源の適正な管理が本当にできるのか、日本の水道は蛇口をひねれば飲める水が出てきます、こういう国は世界に8カ国しかないそうです。そうした中で、その水が勝手に売却されてですね、儲かるからということで売却をされて、水源が本当に管理できるのか、私は懸念するところです。 また、事業者の傘下の契約独占で地域の事業者にも影響が出てくるということで、国内の水道事業者からコンセッション方式を進めてほしいという声は出ておりません。その他にも今おっしゃったような課題があるわけですが、こうしたことを十分に見極めていく必要があるというふうに思います。 最後に部長にお伺いしたいんですけどもね、水道は、地域住民が安心して生活する上で、なくてはならないライフラインですけれども、人口減少社会の到来や自然災害の多発など、将来にわたってですね、住民の方々に安全な水を安定的に供給していくための課題というのが山積しておるのが事実です。このような課題に対して、自立分散型の、そして身の丈のあった、また災害に強い水道事業を進めるべきと考えるんですけれども、如何お考えか伺います。</p>	<p>(環境局長) コンセッションに対する道の認識についてでございますが、国会では、水道事業の効率化を図る手法の1つとして、地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを保持したまま、水道施設の運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入するとして水道法の改正に係る審議が行われたところであります。 これまでの改正議論では、水道料金の高騰を招く、お金の流れが不透明になる、災害時の給水体制確保に問題があるなどの懸念が示されたところであります。 これに対しまして、厚生労働大臣は、コンセッションの許可に際して、水道事業者等において講ずる措置の具体的事項、コンセッション事業者が収受しようとする料金、災害その他非常の場合における措置、コンセッションの継続が困難になった場合における措置などについて、基準を定め、それに基づき、審査・確認をした後、許可を与えることとしております。 道といたしましては、水道事業者等が許可要件に沿って、コンセッション事業者の業務内容や経営状況を十分に把握をし、災害時の対応も考慮した上で、安全で安心な水道水の低廉な価格での提供が、継続してなされるよう十分に監視・確認していくことが必要と考えているところであります。</p> <p>(環境生活部長) 災害にも強い水道ということでございますけれども、水道は、人の生命維持或いは日常生活に本当に欠かすことのできない重要なインフラでございます。水道事業者は、災害時におきましても住民などに対して水道水の供給を行っていただけるよう災害にも強い水道を整備することが求められております。 このため道では、これまで水道事業者に対し、各種会議や立入検査などを通じまして水道施設の耐震化等について、指導・助言を行ってきたところでございます。 今後も、水道事業者等が水道施設の耐震化を計画的に進められるよう、施設整備に係る国費予算の確保について国に働きかけますほか、近年の災害の教訓も踏まえながら、水道事業者に対し、水道水源の複数化のほか、災害時の即応体制を、先ほど答えてますが、日本水道協会 北海道地方支部と共にですね、構築するなどして、道内の水道が災害にも強い水道となるように努めていきたいと思っております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>今回の水道法の改正によって、国は基本方針を定めることになっています。都道府県は、基本方針に基づいて、市町村や水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができる規定になっており、都道府県は広域連携を推進するため、協議会を設けることができるようになっていて、結局、都道府県の役割として、これまで進んでこなかった広域化を取りまとめていく、強制的にでも取りまとめていくというような役割が担わされるのではないかという懸念をもつところではあります。20万人規模という受水人口といいますか、制限をもつようではありますけれども、広域化によって20万人をクリアする。北海道では多くが黒字事業として健全に頑張っている訳ですから、そこが狙われる可能性は十分にある訳で、こここのところはしっかり見ていかないとこのコンセッション方式が持つ課題、それが命を、生命維持するために不可欠な水だというふうに部長おっしゃいましたけれども、そこが狙われるんだという事実をしっかり見てですね、そうした方向に進まないようにということを申し上げて私の質問を終わります。</p>	